議事日程(一般質問日) 令和5年6月13日 午前9時開議

日程第 1 一般質問について

日程第 2 議案第28号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2 号)について

日程第 3 議案第29号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算 (第1号) について

日程第 4 議案第30号 木曽岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第31号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の 増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関す る協議について

日程第 6 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 7 報告第 1号 令和5年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並 びに令和4年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決 算報告について

日程第 8 報告第 2号 令和4年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について

日程第 9 報告第 3号 令和4年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1番 後藤 紀子 2番 古 村 護 3番 鎌田鷹 介 5番 加 藤 恒 人 6番 伊 藤 守 芙二夫 7番 服 部 三 輪 雅 伊 藤 好 博 8番 9番

欠席議員(0名)

議場出席説明者

町 長 加 藤 隆 副 町 長 森 清 秀 育 教 長 Ш 北 哲 総務政策課長 小 島 裕 紹 危機管理課長 大 坂 倉 丈 夫 会計管理者 松 本 産業課 長 賀 達 人 建設課 伊 藤 雅 人 多 長 Ŧ 弘 住 民 藤 曲. 福祉健康課長 課 長 伊 黒 田 和 税務 課 長 中 Щ 重 徳 教 育 課 長 村 上 強

事務局出席職員

事務局長 藤 井 光 利 議会事務局 鈴 木 琴 音

午前 9時 0分開議

○議長(三輪一雅議員) 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第2回木曽岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、 諸般何かと御多用のところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじ め執行部の皆様におかれましても御出席ありがとうございます。

令和5年第2回定例会は6月6日に開会され、本日は一般質問日でございます。この後、 行われます一般質問並びに議案審議に際しまして慎重な審議を尽くしていただきますよう お願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日 の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに御覧のとおりでございます。

日程第1 一般質問について

- ○議長(三輪一雅議員) 日程第1、一般質問について行います。
 - 一般質問の通告を受けておりますのは、
- ① 1番議席 後藤 紀子 議員
- ② 3番議席 鎌田 鷹介 議員
- ③ 6番議席 伊藤 守 議員
- ④ 5番議席 加藤 眞人 議員、以上4名の方々でございます。
- 一般質問の発言の順番は、定例会開会日の議会運営委員長報告のとおり、受付順に発言 していただきます。なお、質問内容は、簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、初めに、1番議席、後藤紀子議員の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

- 〇1番(後藤紀子議員) 議長、1番。
- ○議長(三輪一雅議員) 1番議席、後藤紀子議員。
- ○1番(後藤紀子議員) おはようございます。1番議席、後藤紀子です。

私、今回の質問は、ダイバーシティ木曽岬を目指してというタイトルで提出させていた だきました。

昨今、多様性を認め合う世の中になり、とてもいい傾向にあると思います。流れはそうなりつつありますが、人の感覚というものはそう簡単に変わるものではないと私は考えています。今年5月には、パートナーシップ宣誓制度が利用できる自治体数が320を超えました。これからも、この数はどんどん増えていくだろうと推測はできますが、本来なら、各自治体で当たり前に利用できる環境が必要ではないでしょうか。

もちろん木曽岬も例外ではなく、パートナーシップ宣誓制度を利用できるように制度を 変える必要があると考えています。三重県としては制度を取り入れていますが、木曽岬が 取り入れていないことにより、わざわざ県庁まで行かなければならないというのは、非常に面倒だと思います。男女のカップルは、居住する市町村で婚姻届を気軽に出すことができるのに、なぜ、男女ではないカップルになると、そんな面倒な状況になるのでしょうか。もう既にそこには壁があり、普通として受け入れてもらえない。異質なものとして扱われている状況では、多様性を認めているとは到底思えません。

パートナーシップ宣誓制度を制定することにより、パートナーを登録してもらうのが目的ではありません。制度として公にすることにより、住民の考え方にも変化が現れることを期待しているのです。よくも悪くも木曽岬は田舎で、よそ者、異質なものは受け入れない傾向が強いと私は感じています。その中で苦しい思いをしている人たちもいるのではないでしょうか。これまでに、苦しい思いを続けるよりは自由な環境を求めて居住地を変える選択をした元住民の方もいらっしゃるでしょう。

住民の大半の感覚が変われば、住民の中にいるかもしれないマイノリティーな方々が安 心感と居場所を手に入れられる。また、町外の方々で、生きづらさを感じているのであれ ば、木曽岬は偏見がないからどうぞ来てくださいと、大手を振って迎え入れることができ ます。

大人の考えが子どもに大きな影響を及ぼします。この大人の固定観念に苦しめられる子どももおります。未来ある木曽岬の子どもたちが自分らしく生活でき、また、様々な場面で多様性を当たり前に受け入れられるよう、まずは、大人から変化に対応することを町全体で考えていかなければいけないのではないでしょうか。その第一歩としてパートナーシップ宣誓制度を取り入れていただきたいです。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○議長(三輪一雅議員) 1番議席、後藤紀子議員の質問に対して、町長、御答弁願います。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 改めて、皆さん、おはようございます。今日は久しぶりにいいお天気になりました。令和5年第2回の木曽岬町議会定例会を去る6月6日に招集し、開会をいただきました。そして、本日は再開日、一般質問日ということで、議員の皆さん方には早朝から全員御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今期定例会、6月定例会には、令和5年度の補正予算案、条例改正案など、5つの議案と報告事項3件の御審議をお願いいたしているところでございます。本日は、一般質問日で、今期定例会には4名の議員の方々から質問の通告をいただいております。それぞれ誠意を持ってお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの1番議席、後藤紀子議員のダイバーシティ木曽岬を目指しての質問に対し御答弁を申し上げます。

後藤議員さんからは、ダイバーシティ木曽岬を目指してをテーマとして一般質問の通告

をいただいておりますけれども、議員の御質問の内容からしますと、むしろ、パートナーシップ宣誓制度の制定を目指してをテーマとして通告をいただいたほうが、質問の趣旨が 分かりやすかったのではないかなと、そんなふうに感じております。

ダイバーシティは、年齢、性別、人種、宗教、あるいは価値観など、様々な属性の人々が集まる組織や集団において共存している状態を示すものであり、人権尊重、多様性を認め合い、持続可能な社会を示しているものと私は考えております。

その観点から見ますと、本町は多国籍化が進んでおりまして、25か国の国籍を持った人々との、言わば混住社会のまちでございます。人種、宗教、文化、価値観など、まさに多様でございます。こども園から小中学校、さらには町内の企業、事業所など、それぞれ様々な分野において、三重県下29市町ございますが、その中でも多文化共生のまちとして、県下の中では最も進んでいるのではないかと思っております。

ダイバーシティの観点からしますと、婚姻など、いわゆる性に関する分野については法の壁がありますが、他の分野については、人権尊重、個人の尊厳、多様性を認め合う人間 尊重宣言のまちを木曽岬町は歩んでまいりました。

そこで、御質問のパートナーシップ宣誓制度を取り入れることについてでございますが、 後藤議員御承知のとおり、三重県では、性の多様性をお互いが認め合い、誰もが安心して 暮らせる三重県づくりの条例が令和3年4月に施行され、この条例の趣旨に基づいて、性 的指向及び性自認にかかわらず、地域に根差し、人生を共にしたい人と安心して暮らせる ことができる環境づくりの取組として、三重県パートナーシップ宣誓制度が令和3年9月 から運用され、これまでに48組の利用がされていると聞いております。

パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とは異なり法律上の効果は生じませんが、お互いが 人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証すること によって、安心して暮らせるよう、お互いに支え合い、歩まれることを期待するものでご ざいます。

パートナーシップ宣誓制度は、全国で320余りの自治体で導入されております。県内では、先ほど述べましたとおり、県の制度のほかに平成28年度に伊賀市さんが、そして令和2年度にはいなべ市、そして令和5年度に明和町さんが導入され、伊賀市では、これまで7年の間に9組の利用がございましたが、いなべ市さんや明和町では、現在のところ、実績なしと伺っております。

最近、御存じのように同性婚や婚姻の自由を求める裁判における判決が相次いでおります。司法として立法府である国会において法制化を促しているところでございます。したがって、皆さんが真に求めておられる同性婚など、多様な性が認められていない現時点では、制度化するよりも法制化についての国政の議論やその内容を注視して、法の下で公平公正な、平等な制度とすべきであると考えております。

本町での制度導入についてでございますが、繰り返しになりますけれども、県の制度が

運用されておりますので、今のところ、先ほど申しましたように独自の制度を導入する考えはございませんが、人権尊重の宣言のまちとして、年齢や性別、国籍、あるいは障がいの有無、あるいは性的指向、性自認などに関わりなく、一人一人が尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容される、そんな社会の実現に向けて、県と連携及び情報共有をしながら、一層の周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

そこで、後藤議員は、先ほど、木曽岬町も例外ではなくパートナーシップ宣誓制度を利用できるように制度を変える必要があるとおっしゃっておみえですが、当町で変える必要がある制度は、私は特にないと思っておりますけれども、もし、あればお聞かせをいただきたいと思います。

また、後藤議員は、先ほど質問の中で、木曽岬は、田舎でよそ者、異質なものは受け入れない傾向が強いと感じていると、その中で苦しい思いをしている人たちもいるのではないでしょうか。苦しい思いを続けるよりは自由な環境を求めて居住地を変える選択をした住民の方もいらっしゃるでしょう。あるいは、住民の大半の感覚が変われば云々とおっしゃった上で、木曽岬は偏見がないからどうぞ来てくださいと大手を振って迎えることができますとおっしゃってみえます。この大人の固定概念に苦しめられる子どももおります。多様性を当たり前に受け入れるよう、まずは、大人から変化に対応することを町全体で考えていかなければならないのはないでしょうかとおっしゃってみえます。とすれば、後藤議員がおっしゃるような様々な問題のある木曽岬だからこそ、その第一歩として、このパートナーシップ宣誓制度を取り入れていただきたいとのことだと思います。

後藤議員の質問の趣旨とダイバーシティとかパートナーシップの趣旨とは多少、本質的に違いを私は感じます。よくも悪くも木曽岬町は田舎でと言われますが、先ほどの話は、とてもよい意味での田舎とは私には聞こえませんでした。さらに、住民の大半の感覚が変わればとおっしゃった上で、木曽岬は偏見がないからどうぞ来てくださいと、大手を振って迎え入れることができますと発言されておられます。これは、住民の大半とは、ここでは偏見の意味を指しております。住民の大半が偏見を持った木曽岬だとおっしゃっていることになりませんか。私たちの町の町会議員さんが、私たちの町のことや、私たちの大半の町民のことをそんなふうに見ておられるのかと、町民の皆さん、心を痛められるのではないかと心配をいたしております。

木曽岬町は、都市近郊の町のよさがあり、田舎には田舎のよさもあります。それぞれ価値観や感覚は、まさに人それぞれ多様でございます。私は、この木曽岬町の自慢は、皆さんの人柄と土地柄だと、常に他の市町の皆さんにも申し上げております。私は、それが木曽岬の自慢であり魅力であり、私は木曽岬が大好きです。ダイバーシティとかパートナーシップについての後藤議員さんの一般質問自体は、的確なすばらしい質問だと改めて敬意を表させていただきますけれども、後藤議員さんの質問の一部については残念な思いをいたしております。もう少し表現を考えていただけると、さらによかったのではないかと思

っております。

以上のことを申し上げ、後藤紀子議員のダイバーシティ木曽岬を目指しての御質問に対 する答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

- 〇9番(伊藤好博議員) 議長、9番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 何ですか。
- ○9番(伊藤好博議員) 発言をお許しいただきたいんですが。
- ○議長(三輪一雅議員) 一般質問中ですので、後にしていただけませんか。
- ○9番(伊藤好博議員) いや、今の町長の答弁に対して。
- 〇議長(三輪一雅議員) では……。
- **〇9番(伊藤好博議員)** 反問権であれば、議長の許しを得てから発言すべきではないで しょうか。今の答弁は、ちょっと反問的なところがあるんじゃないかと思いますので発言 させていただきます。よろしいでしょうか。
- ○議長(三輪一雅議員) 私も……。どうぞ、じゃ、9番議席 伊藤好博議員。
- ○9番(伊藤好博議員) 反問権はしっかりと使っていただいて結構ですが、答弁のとき に、反問権、私はこうだというのは、それを発言するのは議長の許しを得て発言するので はないでしょうか。要は、一般質問の答弁の中に反問的な言葉が私はあったような気がし ます。議長の判断をお願いします。
- ○議長(三輪一雅議員) では、加藤町長、どうぞ。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 伊藤好博議員から、私の今の答弁は反問に当たるのではないかという御意見だったと思いますが、後藤議員の一般質問に対しての私の見解、所見をそこに述べたと思っておりますので、反問なら反問の仕方が別にあったかなと思いますので、今の本質問では、私の考えを述べさせていただいたということでございます。
- ○議長(三輪一雅議員) 今、伊藤好博議員からあったこと、私が判断するには、加藤町 長が申されたように、そこまで今反論をしているということではなくて、自分の考え方を 示されたのかなと思いますので、そこまでそれに対して疑問視はしていないと判断してお ります。
- ○9番(伊藤好博議員) ありがとうございます。
- ○議長(三輪一雅議員) それでは、後藤紀子議員、よろしいでしょうか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- ○議長(三輪一雅議員) 1番議席、後藤紀子議員。
- ○1番(後藤紀子議員) 伊藤好博さん、ありがとうございます。

いろいろ、今お話がありましたけれども、私も申し訳ないんですけど、突っ込みどころ 満載で、いろいろ言わせていただきますね。 まず、町長からありました質問の内容、ダイバーシティ木曽岬を目指してではなくて、パートナーシップ宣誓制度の制定を目指してのテーマとして通告していただいたほうが御質問の趣旨が分かりやすいのではないでしょうかということなんですけれども、私、この多様性の中の1つとして取り上げているんです。なので、メインがこれじゃないんです。もうちょっと裏の裏まで読んでいただきたいと思いまして、これ、第一歩です。そこは気をつけてください。

あと、いなべ市、明和町とも、パートナーシップ宣誓制度をやっても実績なしと伺っています。これ、必要ありますか。私、登録をしてもらうことが目的ではないというのを本文で言っているんです。なので、実績はあろうがなかろうがどうでもいいんです。これで、ここはすごいちゃんと受け入れてくれるよというのを見せてほしいというところなんですが、その点に関していかがですか。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 1つは、通告されておるテーマのことでございますが、それは 見解の違いかな。この内容からしますとむしろパートナーシップ制度を重視された質問で はないかなと読み取らせていただいたので、そのような受け止め方でお話をさせていただ きました。それは、後藤議員さんと私との受け止め方、見解の違いがあるので、これはあ えて、それ以上言いません。

それから、各市町のことをおっしゃられまして、実績はないけれどもということですが、 現状がこうだと。まだ、皆さんがこれを率先してという段階には至っていませんけれども、 昨今、年々そういったことに対しての関心が非常に高まってきています。まさに裁判で争ってみえましたし、そして判決が出ております。

ところが、もう一方では国の法制化がありましたね。国会のほうでも相当議論があって 紛糾したようでございますが、そういった動向がございますので、私としては、今この制 度を云々というよりも、もう少ししっかりと国の動向を見極めて、そして、制度が、ある いは法制化をどうされるのか、そういったことも踏まえてということと、私ども町として の考え方を、そこに合わせて今後の体制を考えていくべきではないかなと、今はもう少し 時間をかけるほうがむしろいいのではないかなと、そんなふうに思っております。

何よりも、木曽岬町の場合は、先ほど言いましたように人権尊重の宣言をしておる町でございますし、何より木曽岬町内、御存知のように二十数か国の外国の皆さんが一緒に生活をしておるわけですから、そういった中で特に心配されるようなことも、私はないだろうと思っております。ですから、そういった町であるだけに、今、あえてこのパートナーシップ制度でというよりも、人権尊重で全て包括されておるのではないかなと。ただ、制度を設けても一番肝腎の部分が、壁がまだあるわけですから、そこを皆さんは一番期待しておられるわけですが、そこをしっかりと国のほうでどう法制化していただけるのか、見

極めて町としても考えていく。そのときに後藤議員さんもまた御意見をいただければなと、 思っております。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 1番議席、後藤紀子議員。
- ○1番(後藤紀子議員) 私と町長の見解の違いということなんですけれども、見解の違いがないように聞き取り調査を行っていると思うんですけど、なぜ、そのときに聞かないのか不思議でしようがないんですけど。私、課長に聞き取り調査というのをされているんですけど、なぜ、そのときにちゃんと聞いてくれないのか。そこをちゃんと聞きたいから質問しているんですよ、私。なのに、何の質問もなかったですよね。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 後藤議員、事前の聞き取りのときのお話をされましたけど、誤解があってはいけませんので、課長のほうから、その辺りの経緯については説明させていただきます。
- 〇住民課長(伊藤正典課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤住民課長。
- **○住民課長(伊藤正典課長)** 一般質問につきましては、後藤議員に、総務課長とともに 内容の質問をさせていただきました。後藤議員からは、今回はパートナーシップ制度に関 することについての質問だということで聞き取っておりますので、その点、問題はないと 思っております。

以上でございます。

- **〇議長(三輪一雅議員)** もう一回、最後のほう、言葉尻がよく分からなかったので。
- **〇住民課長(伊藤正典課長)** 今回、後藤議員に内容の確認をさせていただきましたが、 今回はパートナーシップ制度に関する質問だということで聞き取っております。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員。
- ○1番(後藤紀子議員) 確かに質問の聞き取りのときにそうやって言いましたけれども、 タイトルはこれなんですよ。そこのタイトルと内容が違うよという突っ込みっておかしく ないですか。そんなことは聞きたくなかったんです。別に要らないことだったと思うんで す。ただ、こういう大まかな内容だけれども、ここに焦点を当てているよというだけの案 内だったわけじゃないですか。それなのに、あなたパートナーシップ制度のことを言った

じゃないっておかしくないですか。どうなんでしょう、その辺。私、多様性が基本的に言いたいんです。その中の1個として言っているんです。なのにそこ突っ込まれても、それも私は意図が違うと思うんです。

- **○議長(三輪一雅議員)** 後藤紀子議員、そうしたら、そのまま、それについて質問を続けていただいたらどうでしょうか。
- ○1番(後藤紀子議員) 分かりました。その点は結構です。

あと、先ほど町長の答弁の中で、当町で制度的に変える必要は特にないとおっしゃっていて、法的なところも見て周りのことを見て見極めて、ということだったんですけれども、それっていつですか。ずっと木曽岬って後手後手なんです。最初に、自分が1番になろうというのはないですよね。周りを見て、周りがやったからしようがないやるかぐらいの感じに私は思えるんです。その辺はいかがですか。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 後藤議員、もう少し木曽岬のことをよく広く見ていただきたいと思います。今一般質問の本答弁の中でも申し上げましたけど、木曽岬が、少なくとも多様性、あるいは多文化共生かな、こういったことについては、三重県下の中で一番そういう状況になった町じゃないでしょうか。先ほども言いましたけど人権尊重宣言のまちです。そこにおっしゃるようなことも包括的に含まれておるわけです。

そして、唯一残念ながら、同性婚とかそういった性に関する部分については、法的な根拠がないものですから、そこまでは踏み込んだことはできませんけれども、それ以外のことは全て、おっしゃってみえることも含め、木曽岬は目指しておると思っておりますし、いつなったら変えるんだとおっしゃいますけど、これも先ほど答弁の中で申し上げました。何年か前から世論も高まり、そして裁判でそれぞれ争っておられて、その判決も去年、今年と相次いで出てきております。

そこへ、特に裁判所、司法が立法府の国会に対して、憲法に基づいて早く法制化をということを暗に促しておられるわけですから、現実に、今期、国会の中でも、相当な議論があって結構荒れましたけれども、法制化されました。ところが、委員会で通ったことは、本当に望んでみえる人たちとは、結果が違っていました。ですから、私は、国の動向をしっかりと見極めて、そして法が法制化されれば、法の下でどういった形が取れるのか、あるいは、それでも不十分なところがあるかもしれません。だから、それを見極めた上で、より皆さんのニーズに応えられるような制度化を考えていくべきではないかなと。そのときに、皆さんと一緒に議論をさせていただけるほうがいいのではないかなと思っていますので、いつということは、先ほど言いましたように、国の動向を見ながらということになると思います。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員。
- ○1番(後藤紀子議員) 先ほどの答弁の中で法的な根拠はないということだったんですけど、どういう意味でしょうか。法的な根拠はない。その人たちがいる。実際に存在している。その人たちの気持ちとかもあるんです。法的な根拠がないって、どういう意味ですか。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 何回か申し上げておりますけれども、同性婚だとか、いわゆる性に関わる分野のことについては、残念ながら法できちっと定められておりません。それを申し上げておるのであって、これからそれが議論されて法制化、法はどのような内容になるのかということだと思います。私が申し上げておるのは、同性婚だとか性に関わる分野のことについて、法できちっと認められていないということを申し上げておるんです。これは、私が申し上げておるわけじゃない。全てそういった見解で議論が始まっておると思っております。
- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員。
- **○1番(後藤紀子議員)** これ以上言い合いをしてもあまりよろしくないので、再質問させていただきますね。

私、実は会社でアライを表明しております。四、五年前からアライを表明しているんですけれども、社内でアライを表明しますと、こんなメモ帳だったりステッカー、会社独自のグッズが配られて、それを自席に置いておくことにより、自然とマイノリティーの方々への応援メッセージになると言われております。

先ほど町長の御答弁の中でもありました伊賀市なんですけれども、伊賀市すごくて、市を挙げてアライを表明しておりまして、市役所や学校などにこういったステッカーを掲示しているんです。公共の施設だけではなくて、賛同の企業にも、このステッカーを配っています。

また、こちら、こういった市民に向けてのリーフレットも配布しておりまして、市民への理解活動にも取り組んでいる。この姿がとてもすばらしいなと思いました。これ、大いに見習うべき部分ではないかと思うんです。

こうした取組が世の中を明るくすると私は考えていますので、町長のお考え1つですぐに実行ができるかと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

〇町長(加藤 隆町長) 議長。

- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 先ほど来申し上げておりますように、それぞれ世論の動向もございますけれども、何よりも国政のほうでのこういった分野に関わる議論が早急に進んでいくと思います。そういったことで、総括的には、もうしばらく私は時間をかけて様子を見たいと、思っております。
- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員。
- **〇1番(後藤紀子議員)** 先ほどから国政、国政、おっしゃいますけれども、こんな小さな町なので、本当に町長のお考え1つだと思うんです。なぜ、それをわざわざ国の動向を見て、とか。周りの市町を見たほうがいいと思うんですけど、いかがですか。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- ○町長(加藤 隆町長) 先ほど来申し上げております。木曽岬町は、他の市町よりも先を行っていると私は自負しております。そこを、後藤議員はどのように、理解していただけないんでしょうか、本当に。先ほど来再三言っています。多国籍で多文化共生で、みんな一緒にやっています。だから、もしそういったことがあるとしたら、それは、私は残念ですけど、やはり人間ってすばらしい力があります。時間と機会をつくりながら、そういった壁を乗り越えて融和を図っていく、あるいはお互いを認め合う、そういった社会に成熟していく、私はそう思っております。木曽岬は、自慢にもしておりますし大好きです。私は、他の市町にそういった分野についても劣ることはないと思っておりますが、性の分野については法の下にということがありますので、そこは残念ながらこれからの課題になりますけれども、それも含めて、しっかりと住民の皆さんに受け入れていただけるようにコミュニケーションを取りながら制度化していくのが一番ふさわしいのではないかなと、思っております。
- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員。
- **○1番(後藤紀子議員)** 町長の町内のすばらしいところ、よいところを見るのは、本当にすごいことだと思うんですけど、別の角度からももうちょっと見方を変えてもいいと思うんです。町長、ほかの見方をしたことありますか。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **○町長(加藤 隆町長)** 人間社会は人それぞれ、まさにそれが多様という側面もあると 思います。だから、そういった1つの考え方、あるいは主義主張もあるでしょう。そうい

ったことをお互いが認め合う。それがやはり大事なことだと思っておりますし、それぞれ 後藤議員さんと私との考え方が違う。あるいは主義主張も違う。これはあって当然という とおかしいかもしれませんが、あって自然だと思います。それをお互いが認め合って議論 をしていくというのが、成熟した議会ではないかなと、思わせていただいておりますので、 御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員、よろしいですか。
- 〇1番(後藤紀子議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 後藤紀子議員。
- **〇1番(後藤紀子議員)** ありがとうございます。私の主張は到底認められているとは思いませんけれども、これ以上質問を続けても泥仕合になると思いますので、これで質問を終わります。

以上です。

- ○議長(三輪一雅議員) 続きまして、3番議席、鎌田鷹介議員の質問を許します。 それでは、登壇の上、お願いいたします。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長、3番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 3番議席、鎌田鷹介議員。
- **○3番(鎌田鷹介議員)** 改めまして、おはようございます。 3番議席の鎌田鷹介でございます。

通告書の内容に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目に、自転車ヘルメットの努力義務化についてですが、道路交通法の改正に伴い、 2023年4月から自転車ヘルメットの着用が全国で義務化されました。自転車ヘルメットの着用義務化には、自転車乗車中の交通事故による死亡事故を減らす狙いがあります。

自転車事故の種類には、自動車との衝突、自転車同士の衝突、自転車単独の衝突などがありますが、いずれも運転者が自動車の車体や路面といった、体より硬いものに体を打ちつけるのが特徴です。そのため、自転車へルメットを着用しない場合、頭部に大きな外傷を負う可能性が高くなり、死亡につながる可能性も高くなります。

そこで1点目に、町民の方への自転車ヘルメット着用に対する啓発についてお聞きいた します。

2点目に、現在、ヘルメットの購入を補助する自治体が増えてきていますが、本町でも ヘルメットの購入費用に助成金を実施する考えがあるかについてお聞きいたします。

○議長(三輪一雅議員) 3番議席、鎌田鷹介議員の質問に対して、町長、御答弁願います。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- 〇町長(加藤 隆町長) それでは、ただいまの3番議席、鎌田鷹介議員の自転車ヘルメ

ットの努力義務化についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

1点目の自転車へルメット着用の啓発につきましては、ヘルメット着用が努力義務化される前の令和5年3月に、町のホームページ及び町の公式ツイッターにおいて、令和5年4月から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されることや、その必要性について周知をするとともに、町民の皆さんにヘルメット着用の呼びかけを行ったところでございます。

また、今年度に入ってからも、広報きそさきの4月号にヘルメット着用の努力義務化の 記事を掲載するなど、自転車事故による被害軽減に向けた普及啓発に取り組んでいるとこ ろでございます。

次に、2点目の自転車へルメット購入費用への補助につきましては、県内の状況を確認いたしましたところ、現時点で県及び県内市町の交通担当課において補助を実施しているところはありませんが、隣の愛知県では県が補助制度を設け、市町村を通じて間接補助を行うなど、全国の幾つかの地方自治体で実施されていることは承知しているところでございます。

当町では、児童生徒に対し、小学校と中学校の入学時にそれぞれヘルメットを支給していることから、ヘルメット購入費用への補助につきましては、引き続き情報収集を行い、 県などの動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っておられ、 事故発生時にヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、ヘルメットを着用してい た場合に比べて約2.1倍高いとされております。自転車事故による被害軽減を図るため には頭部を守ることが大変重要であることから、自転車利用時のヘルメット着用について、 引き続き町のホームページなどで周知を図るとともに、それに加えて、関係機関と連携を 取りながら、区長回覧や街頭指導でのチラシの配布、公共施設などでのチラシの配架など、 高齢者の方々にも配慮した周知、PRを努めてまいりたいと考えております。

以上のことを申し上げまして、鎌田鷹介議員の自転車ヘルメットの努力義務についての、質問に対する答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長、3番。
- ○議長(三輪一雅議員) 3番議席、鎌田鷹介議員。
- ○3番(鎌田鷹介議員) 先ほどの町長の答弁の中にもありましたとおり、隣の愛知県など、県の補助金の出ている場合というのは、購入額の半額で大体2,000円から3,00円が上限で出しているところが多いように見受けられます。たとえそれより安い金額になったとしても、やはり本町で補助を行うこと自体が一番の啓発になると思うんですけど、それについて町長のお考えというのは、いかが考えてみえるか、お願いいたします。

〇町長(加藤 隆町長) 議長。

- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 鎌田議員がおっしゃる点については、考えておるところでございますが、当町としては今、現時点ではそこまでは至っておりません。
- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員。
- ○3番(鎌田鷹介議員) 今現在、三重県の調査によると、今年の4月時点、三重県全体で11.7%、大体10人に1人ぐらいしかヘルメットを着用してない状況ですけれども、やっぱり直接命に関わることですので、PRに関しては、今後引き続き啓発活動は尽力していただきたいと思っております。

次に行かせていただきます。

- ○議長(三輪一雅議員) 答弁はよろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 大丈夫です。

次に、学校部活動の地域移行についてお聞きいたします。

国は、2023年度から教員の働き方改革と部活動を両立しようと、まず、公立中学校の休日の部活動を地域に段階的に移行していくことを決めました。部活動の地域移行とは、これまで公立の中学校、高校で教員が実質的に無償で担ってきた部活動を地域のスポーツクラブなどに移行することです。まず、2023年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域移行していくことになりました。

平日の部活動の地域移行については、地域の実情や進捗状況に応じて次のステップに位置づけられます。また、高校についても同様の考えを基に部活動改革を進めるとしていますが、高校の部活動は、学校の特色ある活動として位置づけられている場合もあることから、留意が必要とされています。

また、スポーツ庁と文化庁は、2022年12月に策定した学校部活動及び新たな地域 クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、2023年度から25年 度の3年間を改革推進期間と位置づけ、部活動改革を進めていくとしています。

そこで、1点目に、文部科学省では、部活動の指導経験のない教員の多大な負担と、生徒にとっての望ましい指導が受けられない課題を明記されていますが、本町の場合はどうか、お聞きいたします。

2点目に、主役である生徒やその保護者からの意見の調査が必要と考えますが、その点についてお聞きいたします。

3点目に、部活動を学校単位から地域単位へ移行する取組が必要と言われていますが、 本町ではどのような形態を想定しているのか、お聞きいたします。

4点目に、本町においては、どのような計画で段階的に休日の部活動を地域移行してい くのか、お聞きいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 3番議席、鎌田鷹介議員の質問に対して、教育長、御答弁願います。
- 〇教育長(山北 哲教育長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 山北教育長。
- ○教育長(山北 哲教育長) それでは、ただいま御質問いただきました学校部活動の地域移行につきまして、4点、具体的な御質問をいただいておりますので、4点についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、木曽岬町では休日の部活動については話合いを進めておりますけれども、平日の部活動については、国の学習指導要領の中での位置づけが、まだ明確に今後されていきませんので、今回答弁させていただくのは、休日の部活動の地域化ということをメインにお答えをさせていただきますので、疑問な点がありましたら後ほど再質問いただきたいと思います。

休日の部活動の地域移行につきましては、国、県及び近隣の市町の動向を踏まえながら、 学校や地域のスポーツ団体とともに取組を現在進めているところでございます。

1つ目の部活動の指導経験のない教員の多大な負担と、生徒にとって望ましい指導が受けられない課題についての御質問につきましては、これまでもソフトテニス部と柔道部に、それぞれ専門的な指導ができる外部人材として部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図るとともに生徒が専門的な指導を受ける機会の確保に努めてまいりました。

現在、部活動の指導に当たっている教員のうち、担当する部活動の競技経験がない教員は約半数を占めております。学校長からは、学校として十分満足できる指導体制ではないが、担当しているどの教員も、それぞれの種目について精力的に学びながら一生懸命指導に取り組んでおり、生徒は、教員の熱意や一生懸命な姿を通して、努力することや仲間と協力することの大切さを学んでいると報告を受けております。

次に、2つ目の、主役である生徒やその保護者からの意見の調査が必要と考えるが、その点はどうかとの御質問につきましては、今後、生徒数及び教員数の減少により、これまでと同じ規模で部活動を維持していくことが難しくなることが予想されることから、令和3年12月に教育委員会と中学校長との連名で、当時の小学校4年生、5年生、6年生の児童を対象に、中学校で入部したい部活動についてアンケート調査を行いました。その結果を受けて、令和4年5月には新入生の入部状況を勘案しながら、部活動数の適正化について中学校内で検討していただき、令和5年度以降に存続させる運動部活動を野球、卓球、野球については男女部員として受け入れるそうです。バレーボール女子、ソフトテニス女子としたとの報告を学校長から受けております。

次に、3つ目の、部活動の地域移行について本町ではどのような形態を想定しているのかについての御質問につきましては、休日に実施する運動部活動の受け皿として、町内のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブといった地域のスポーツ団体を想定しており

ます。活動場所をはじめ想定されている様々な課題につきましては、今後、受け皿となる 地域スポーツ団体と実施に向けて検討していきたいと考えております。

最後に、4つ目の、どのような計画で段階的に休日の部活動を地域移行していくのかとの御質問についてですが、地域スポーツ団体や学校関係者から成る部活動地域移行準備委員会にて協議を進めていくつもりでおります。国が示す改革推進期間である令和7年度末までには体制整備を行い、休日の部活動を地域へ移行していきたいと考えております。

以上のことを申し上げまして、鎌田鷹介議員の学校の部活動の地域移行についての御質 問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員。
- ○3番(鎌田鷹介議員) 1つ目の、部活動の経験のない教員のことについてなんですけ ど、担当する部活動の競技経験がない人が半数を占めていながらも、精力的に学びながら やってくれているというのは、本当にありがたいことだと思っております。

3点目、4点目に関わる質問なんですけれども、現在、スポーツ庁からの補助金について詳細に聞きたいんですけれども、本町が部活動を休日に移行する段階においてスポーツ庁から支給されるのか、その計画段階において支給されるものなのかについての部分を詳細にお聞き、お願いいたします。

- 〇教育課長(村上 強課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 村上教育課長。
- ○教育課長(村上 強課長) 鎌田議員さんから御質問がございました国の補助金についての御質問でございますが、国の予算では、地域の受け皿となる民間団体の運営費用や指導者への謝金といった必要経費を支援する補助事業の予算は、今年度の予算としては盛り込まれておりません。都道府県ごとにモデル校を指定して、推進する部活動の地域移行等に向けた実証事業や各市町が行う移行体制の構築に必要な経費を支援する地域スポーツクラブ活動体制整備事業、部活動支援員の配置に必要な経費を支援する部活動支援員配置事業等の予算が措置されております。

そこで、本町では、地域スポーツクラブ活動体制整備事業と部活動支援員配置事業を活用しております。地域スポーツクラブ活動体制整備事業といいますのが、地域移行に関する協議を行うための部活動地域移行準備委員会への補助、そして、部活動支援員配置事業といいますのが、答弁の1つ目の御質問の中でございました部活動支援員の配置に対する補助事業でございます。その2つの経費について、現在は国、県の財政支援の内定を受けているところでございます。

また、来年度以降の財政支援の内容につきましては、まだ示されておりません。現在は、 三重県町村会を通じて、国、県に対する要望を行っている状況でございます。 以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員。
- **○3番(鎌田鷹介議員)** 確認なんですけど、来年以降の補助金は決まっていないけれど も、当町では先に部活動の意向の形を決めておいて、国からの補助金と同時にスタートで きるように体制を整えておくという答弁でよろしいでしょうか。
- 〇教育課長(村上 強課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 村上教育課長。
- ○教育課長(村上 強課長) 本答弁でもございましたように、当町では国が示す改革推 進期間である令和7年度末までに体制整備を行いまして、休日の部活動を地域へ移行して いきたいと考えておりまして、移行するための協議を行う移行準備委員会の経費を今年度 活用させていただきまして、財政支援を受けております。来年度も引き続き協議を行って いく計画となりますので、財政支援が示された際は、活用を行っていきたいと考えており ます。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員。
- ○3番(鎌田鷹介議員) それ、さっき説明いただいたので分かっているんですけど、来年度以降の予算が未定になっているんですね。実際、地域移行の形を本町で決めて、それ自体をスタートさせていくには、補助金が出たと同時にスタートできるように今から準備しておいて、補助金のタイミングで一緒にスタートできるようにするということでよろしいんですよね。
- 〇教育課長(村上 強課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 村上教育課長。
- **〇教育課長(村上 強課長)** 失礼いたしました。 7 年度末までに移行体制整備を行いまして、そのときに国の補助事業がございましたら、活用した上で移行と考えておりますので、7 年度末までの、国の補助事業が示されたと同時に移行していくという形ではなくて、御質問の補助事業と開始は同時かということに対しては、同時ではございません。
- 〇議長(三輪一雅議員) 山北教育長。
- **〇教育長(山北 哲教育長)** 課長の答弁で申したことはそのとおりなんですけれども、 鎌田鷹介議員、御案内かと思いますけれども、若干補足をさせていただきます。

今年、国がやっておるのは、それぞれの県、市町で実証試験をやっておるんですね。それに伴って準備するお金は補償しましょうと。実証実験が終わって、6年度以降について

は、どういう形の措置をしてくるのかということは、実証実験を見ながらやっていくと思うんですけれども。恐らく今は、どこの市町も、実際に総合型地域クラブ等で受け皿となって動いていった場合に様々な課題があって、その中の1つとして、運営面の予算をどうしていくのかということというのは大きなことと思いますし、鎌田議員が御心配されている中身もそれだと思うんですけれども。

できれば、私どもとしても、保護者の皆さんの負担はできるだけ軽減するような方向で、 国なり県なり町なりが、総費用の3分の1ずつを負担しながらやっていけるような形に落 ち着くといいかなという思いはしておりますけれども、まだ具体的に実証実験が終わって おりませんので、どういうような予算措置がなされるかは見えておりません。

ただ、思いとしては、できるだけ早く、町の中でも受けていただくような、皆さんからの要望を受けながら、それに応えるような形での予算としては、町の財政へもお願いして裏づけをしておきながら、実施に向けて取り組んでいきたいと、そういう思いでおります。

- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員。
- ○3番(鎌田鷹介議員) 先ほど教育長が言われたとおり、地域移行に関して先進的にやられているところでは、2,000円なり3,000円なりという保護者負担というのがあるというのがメインになっていますので、そういうところも補助金で出たらなと思って今質問させていただきました。

それと、もう一つ、先ほどの御答弁でもあったんですけど、ソフトテニス部と柔道部に関しては今、ずっと前から外部の顧問の先生にお願いしている状況なんですけど、今回、地域移行が始まるんですけど、それが決まるまでに関しても、今までどおり部活動の補助金というのは下りるんですか。そこのところ、お願いいたします。

- 〇教育課長(村上 強課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 村上教育課長。
- **〇教育課長(村上 強課長)** 来年度以降も引き続き、その予定でございます。 以上です。
- ○議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員、よろしいですか。
- 〇3番(鎌田鷹介議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 鎌田鷹介議員。
- ○3番(鎌田鷹介議員) ありがとうございました。それを聞いて安心しました。

中学校の部活動も大切な問題ですので、7年度までまだ時間がありますけど、慎重に取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長(三輪一雅議員) では、ここで休憩といたします。再開は10時15分からとい

午前 9時59分休憩午前10時15分再開

- ○議長(三輪一雅議員) 休憩を解き、本会議に戻します。 続きまして、6番議席、伊藤守議員の質問を許します。 それでは、登壇の上、お願いします。
- 〇6番(伊藤 守議員) 6番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 6番議席、伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) よろしくお願いいたします。

みんなの食堂のことで先回質問しました。新型コロナウイルス感染症も収まってきましたので、今後、みんなの食堂の計画はどのようになっているのかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 6番議席、伊藤守議員の質問に対して、町長、御答弁願います。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** それでは、ただいまの6番議席、伊藤守議員のみんなの食堂についての御質問に対し御答弁を申し上げます。

みんなの食堂につきましては、昨年12月町議会定例会の一般質問においても伊藤守議員より御質問をいただき、御答弁を申し上げたところでございますが、このたびは、今後の計画はどのようになっているのかという御質問でございますが、以前の答弁と重なる部分もあろうかと思いますが、その点、御容赦をいただきたいと思います。

木曽岬町では、社会福祉協議会において、みんなで食堂の取組を進めておりまして、昨年度は、小中学校生の保護者を対象にアンケート調査を実施したところでございます。現在、その結果を基に事業の実施に向けて準備を進めているところでございますが、まだ決まっていない部分が多く、ここで明確に開始時期をお答えすることはできませんので、御容赦いただきたいと思います。

しかしながら、この事業は社会福祉協議会の事業計画にも位置づけられており、貧困家庭の子どもだけでなく、ふだん孤食や偏った食生活を送っている子どもたちにとっても必要な居場所として期待されている事業でございます。しっかりと準備を整え実施していきたいと考えておりますが、町といたしましても、保健師や管理栄養士などが連携をいたしまして、円滑にこの事業の推進が図れるようにしっかりと支援していきたいと考えておりますので、御理解と御支援、御協力を賜りますようにお願いを申し上げ、伊藤守議員のみんなの食堂についての質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほど、お願いいたします。

○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。

- ○6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) コロナのために、少し食堂をつくるのが遅れたということもあると思いますし、何年も前からこういう計画はあったかと思います。これは、私が思うんですけれども、貧困の家庭とか、そういう人、あるいはコミュニティーをつくる場と、そういう願いがあると思いますけれども、もっと早くこういうことはできなかったのかなと思っています。いろんな事情はあると思いますけれども、その辺のことを教えていただきたいなと思います。

何でかいうと、貧困家庭がいるという前提の下で、もしこういうことをやっていくんだったらば、貧困家庭の人、もうちょっと待っていてねと。要は、お腹がすいていて、待っていてねというのが、あまりにも期間が長いんじゃないかな、と思いますので、最初に出発した、みんなの食堂をつくりたいという動機、思いがあったんだけど、その思いがだんだん薄れてきたんじゃないかなと思いますので、その辺、お聞かせください。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 伊藤守議員の再質問でございますが、もっと早くできなかったのかとか、気持ちが薄れていったのではないかというようなことをおっしゃってみえますが、町としてというよりも、社会福祉協議会で事業に取り組んでおられるところでございます。あまりそこらの経緯について私が突っ込むわけにもいきませんけれども、いずれも非常に、重要な課題だと思っております。そういった方々に一日も早く喜んでいただけるように早く準備をして、そういった事業に取り組んでいきたいと思っておりますが、早くということではないし、気持ちが薄らいだわけでも全くございませんので、その辺りは誤解をいただきませんように、また、具体的なことがありましたら、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 失礼します。

伊藤守議員の御心配の件ですが、先ほど町長も答弁させていただきましたが、社会福祉協議会のほうで取り組んでいる事業でございますので、町としても、開始時期ですとか、まだ明確に決まっておりませんが、例えばメニューを決めるときに町の管理栄養士をアドバイザーとして支援していくとか、そういうことも考えておりますので、今回の一般質問で、御心配をいただいているというところも社会福祉協議会にもお話をさせてもらいまして、側面からもっと支援をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。

- ○6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 事情は分かっていますけれども、町長は、揺るぎない決意とか、そういうのは持っておられると思うんです、それに対して。現場が悪いとか、そういう意味じゃないんだけど、社協だからできないとかちょっと遅れるとかそういうのではなくて、要は、やると言ったらさっとやるというような、町民はそういうのを考えておられるんじゃないかなと思います。確かに、できない理由はごまんとあると思いますけれども、なるべく早くやってほしいなと。要は、待っている人がいるということを考えると一日も早くやってほしい、そういう考えでございます。同じような答弁になると思いますけど、また一言町長、言ってください。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 伊藤守議員、おっしゃるとおりでございます。私も伊藤守議員 同様に、そういった思いを強く持っておりますので、また、行政のほうからも社協のほう に応援をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。
- 〇6番(伊藤 守議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 木曽岬町で何人の人が来られるか分からないし、どれだけ困っているかの度合いも分からない。でも、そういう人はいるという前提で進めておられると思いますけれども、1人のために一生懸命やっていただくと助かる人がいると思います。本当はまだ話す内容はあるんですけど、自分が感動しちゃうから話せないでしょう。質問、終わります。

次に、入ります。よろしいですか。

結婚支援事業が今年2月に行われました。今回の結果、よいところ、反省するところがあればお知らせください。今後、結婚支援事業を引き続きするのか、するのであれば、その計画をお知らせください。他の市町でもされているかと思いますので、状況が分かれば報告をお願いいたします。

以上です。

- ○議長(三輪一雅議員) 6番議席、伊藤守議員の質問に対して、町長、御答弁願います。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** それでは、6番議席、伊藤守議員の2点目、結婚支援事業についての御質問に対して御答弁を申し上げます。

結婚支援事業につきましては、昨年度から取組を始めた事業でございまして、昨年度は、本年の2月に「恋するトマト収穫!マッチングパーティーin木曽岬」と題して、初めて、町として結婚支援イベントを開催いたしまして、男性24名、女性7名、合わせて31名の方の応募がございました。当日は、男性8名、女性6名の14名の方に町の内外からお集まりをいただいて、中から3組のカップルが成立したところでございまして、このことは、2月に開催されました全員協議会でも御報告をさせていただいたところでございます。

この事業のよかったところ、反省するところがあればとの御質問でございますが、今回のイベントには、町外から御参加をいただいた方が多数おみえになりましたので、木曽岬町を知っていただくよい機会になったと、まず、考えております。アンケートの結果においても、そのような結果となっておりますし、また、トマトの収穫体験につきましても大変好評で、喜んでいただいたところでございます。

次に、今後の結婚支援事業の計画についてでございますが、この件につきましても、さきの全員協議会で併せて御説明をさせていただきましたが、今年度の事業につきましては、その必要な経費をこのたびの町の一般会計補正予算に追加させていただいたところでございます。具体的には、昨年度に引き続いて結婚支援イベントを開催する予定でございます。これは、昨年度同様に三重県が主催するイベントに加えて、町単独でのイベントを実施するというものでございます。

また、結婚を機に木曽岬町に住んでいただく、また、結婚後も木曽岬町に住み続けていただけるように、結婚に伴い木曽岬町内で新生活をスタートさせる、共に39歳以下の御夫婦に対して、家賃やリフォーム、あるいは引っ越しにかかる費用などについて補助金を交付する結婚新生活支援事業を新たに創設するなど、若い世代の方々に、私どもこの木曽岬町に住み続けていただけるように、取組を進めていくところでございます。

次に、他の市町の状況についてでございますが、昨年度、木曽岬町が実施した取組と同様に、みえ出会いサポートセンターを活用した県と市町の連携による広域的な取組をいたしまして、北勢管内では、木曽岬を含む6つの市町で7回の開催を予定しております。これらの事業につきましても、今後も、先進事例などを参考に、三重県とも連携を取りながら事業の推進を図っていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解やら御支援、御協力を賜りますようにお願いを申し上げ、伊藤守議員の結婚支援事業についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほど、お願いいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。
- 〇6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- **〇6番(伊藤 守議員)** 地域少子化対策重点交付金というのがありますよね。それで、この市町がこういうことをやりたいというメニューをつくって、それで、そのメニューに対して金額が出てくるということであると思いますので、メニューというのを聞いてよろ

しいですか。例えば、こういうことをやりたい、こういうことをやりたいということを、 交付金をもらうにはメニューを見ないといかんと。例えば、お見合いするなり何なりする なり、そういうことをして金額が出てくると思うんですけれども。

市町に交付金が来るというのは、これは国の事業ですので、国がやめたと言ったら止まってしまいますよね。話はちょっと違いますけれども。だから、何が言いたいかというと、そういう継続的な、こういうことをやるためのそういう考え方、メニューも含めて、そういうのを分かれば教えていただきたいなと思います。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 伊藤守議員さんの再質問で、交付金事業、交付金の対象になる メニューはどうなんだと、そういった趣旨のお尋ねだったと思いますが、具体的な内容に ついては担当課長から説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思いま す。お願いします。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(黒田和弘課長) 失礼します。お答えさせていただきます。

先ほどの御質問でございますが、地域少子化対策重点推進交付金でございますが、先ほどの町長の答弁でもございました、今回の6月の一般会計の補正予算のほうへ追加させていただきました結婚支援事業の歳出予算で組ませていただいたものについては、基本的にこのメニューの中ということで、県が主催するイベントについては県のほうで持っていただくんですが、町独自で行うほうのイベントの費用、委託料、そのほかに新居を構えていただくというところの結婚新生活支援事業、この補助金についても国のほうからこの交付金が交付されるという予定になっておりまして、結婚新生活支援事業については、基準として国の基準に基づいたもので要綱の整備を今準備しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。
- ○6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 結婚新生活支援事業というのは、これは国が、補助金を出すんですけれども、39歳というのは国が決めた年齢ですか。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- **〇福祉健康課長(黒田和弘課長)** そのとおりでございます。 以上でございます。
- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。

- ○6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- **〇6番(伊藤 守議員)** ほかの市町でセミナーをやったり、うちでやりました出会いイベントとか、相談会をやっているということを聞きまして、底辺でそういうのを活発にしていかないと、いざというときになかなか実りが少ないかなと思いますので、その点どうでしょうか。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(黒田和弘課長) 先ほど町長の答弁でもございました今年度の計画でも、 北勢地域のうち含めて6つの市町ですが、県のほうで広域的に北勢圏域としてプロジェク トチームというものが立ち上がっていまして、その中でイベントをやっていくというとこ ろで、私ども木曽岬町についても1回、三重県のほうで主催してやっていただく。ほかの 市町でも、あと、5つのところでやっていただいているというところで、広域的に今進め ているというところでございます。
- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。
- 〇6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 確かにやっていただくのは大変ありがたいんですけれども、こういうことをやっていると、例えば親御さんとか、そういう人たちに知らしめることがとても重要じゃないかと。自分たちがやって、それで駄目だったというよりも、これを大きく膨らませてやっていかないと、交付金が出てこなくなったらしゅんとしてしまうようなそういうものじゃなくて、それをもっと広めて、今度いつやるのという感じぐらいにしていかんといかんじゃないかなと思いますけど、お考えをお聞かせください。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(黒田和弘課長) 周知の方法等につきましても、どういうところが一番 目につくのかというところも検討しながら、木曽岬でやるイベントに関しても、この北勢 の圏域のところでチラシをまいていただいたり、今、SNSがあったりホームページがあ ったりもございますので、様々な方法で来たい人に届くような周知をこれからも検討して いきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。
- 〇6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 結婚支援というのはとても重要かなと思っています。結婚支援

とか少子化対策は、政策の中心ぐらいにしていかないと、日本もそうですけれども、本当 に人口がなくなっちゃうような、そういう状況ですので、やはり深刻に受け止めるような、 そういうふうにしていかんといかんかなと思います。

じゃ、3番に移ります。

JAみえきたの西の県道と農免道路の交差点が、事故が数件起きております。取りあえず標識はつけられましたが、大きな事故があってからでは遅いので、もっと工夫していただきたい。町民の方からお叱りの意見を聞いております。その辺、意見をお願いいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 6番議席、伊藤守議員の質問に対して、町長、御答弁願います。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** それでは、ただいまの6番議席、伊藤守議員の3点目の質問で ございます。

交差点の事故についての御質問に対して御答弁を申し上げます。

町道の西対海地・和泉線につきましては、県道との交差点がT字から十字になり、優先 道路が県道から町道に変更されることから、設計段階において県道側へ一時停止が必要と 判断をいたしまして、県の公安委員会と交差点協議を行いましたが、県の公安委員会は、 一時停止は必要ないとの回答でございました。

このようなことから、本年2月末の区長回覧にて、町道と県道との主従関係、主になるほうが変更になることと、3月28日に供用を開始する、その旨の周知をしておるところでございます。しかしながら、一旦停止がないことや、従前からの県道が優先道路である感覚がございまして、交差点の車両通行時に危険な状況があることから、3月21日には、桑名警察署の署長に対し一時停止設置の要望を行い、また、4月4日には車両の衝突事故が発生したこともございまして、翌4月5日には、再度、桑名警察署長に一時停止設置の要望を行いまして、5月10日には一時停止が設置されたところでございます。

事故発生直後には、緊急対策として町で注意喚起の看板を設置し、さらに交通安全対策として新たな看板やカーブミラーを設置するとともに、一時停止が設置された後には、町のホームページやSNSを活用し、車両通行時の注意喚起など、幅広く情報を発信いたしまして周知を図っているところでございます。また、なお、警察としての対応を再度求めたところ、桑名警察からは、積極的に取締りと指導を行うとの回答をいただきました。

今後につきましては、効果的な交通安全対策を検討、実施をしていくとともに、警察等の関係機関への働きかけをさらに続けてまいりたいと考えておるところでございます。

以上のことを申し上げ、伊藤守議員の交差点の事故についての御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。

- 〇6番(伊藤 守議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 町長の言われることはよく分かります。でも、一般の人とか、 それから親しい人とか、会うたびに、あれ何とかならんのかと。町長のほうはもっと、私 より100倍はそういう話は聞いていると思いますけれども。何十年も県道止まれがなく って走っていますから、その修正というのはなかなか難しいものがありまして、それで、 事故があっては絶対いかんと、死亡事故があっては大変だと。

例えば、そのところから桜堤防に行く途中に田んぼの見晴らしがいいところで信号がついているんですね。事故があって、死亡があったということで、木曽岬の人とそうじゃない人がぶつかっているという。それから信号ついたということを聞きましたとき、みんな、いつか起こるぞと、何人かには聞いていますので、その辺のことを、例えばもっと工夫して、あれをしよ、これをしよ、を言いたいんですけど、この場では言えませんけれども、最善に町が工夫してやっているんだというのを形で見せてもらえんかなと。今も私らは止まれはちゃんと止まっていますけれども、そうじゃない人もいますから、もっと分かりやすくやってもらえるとありがたいかなと思っています。また、意見、お願いします。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 伊藤守議員さんの交差点における危険な状況、十分心配をしていただいておりますし、私も全く同感でございます。あそこの西対海地・和泉線の道路整備を進める段階から、計画を進める段階から、そういったことも当然想定できましたので、当時計画を進める中でも、再三、県当局や公安委員会、あるいは警察関係にも申し入れ、要望を繰り返してきました。

しかし、先ほども言いましたように、県の公安委員会としては、その必要はないという判断が出ておりました。ただ、当時としては、非常に木曽岬から私ども、声を上げておりますから、供用開始の時点で、交通状況を見ながら、一度また検討させていただこうという返答もいただいておりました。したがって、開通の前も、それから開通の日も、開通後も、桑名警察署、交通関係の部署、特に桑名警察の署長や交通課長さん方、あるいは駐在さんも含めて、あそこの現場に立っていただいて、交通安全指導やら状況をつぶさに見ていただきましたし、私も同じようにその場に何回か立たせていただきました。何より県の公安委員会も、その人は別に改めて公安委員会としても現場を見ようということで来ていただいております。それだけ、私どももですし、桑名警察署も同じようなそういった認識は持っていただいております。私どもとしては、できれば信号機をということを再三お願いしてまいりました。

先ほど伊藤守議員がおっしゃられた、田んぼの真ん中にある見晴らしのいいところの信 号機、あのことをおっしゃられましたけれども、当時もそうでした。 10年たっても信号 機がつかないよという時代でございました。しかし、あの現状を、再三訴えをして、あそこと新加路戸の交差点辺りもつけていただきました。しかし、信号機は非常にハードルが高いです。ましてや、あそこの今回御指摘をいただいておる現場については必要ないということでございました。

だから、それに代わる手段は、ありとあらゆることを、考えられることをやろうということで、ちょうど年度替わりでもございましたので、新年度予算にもお認めをいただいて、即、現場の状況、いろいろと対策を講じたところでございますので、また、今の現状以外にもできることがあったらやろうということで、担当のほうには指示をしておりますし、また、議員さん方もお気づきの点がございましたら御指導いただければと思っておりますし、何よりも住民の皆さんの生命に関わることでございますので、しっかりと対応をしていきたいと、考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員、よろしいですか。
- ○6番(伊藤 守議員) はい。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 議長、一番最初の質問の1番、ちょっとだけ話してよろしいですかね。順番、1、2、3をやったんですけど、1番がちょっと残っていますので。
- ○議長(三輪一雅議員) よろしいですよ。
- ○6番(伊藤 守議員) いいですか。
- 〇議長(三輪一雅議員) 時間内であれば。
- O6番(伊藤 守議員) 本当にすみません。 みんなの食堂についてでございますけれども。
- ○議長(三輪一雅議員) ただし、今のこの質問は終わらせてください。
- ○6番(伊藤 守議員) 今は終わりました。3番、終わりました。

1番のみんなの食堂についてでちょっと心残りがありましたので、どうしようかなと思っていますけど。映画監督の瀧村監督という人がいます。御存じですか。95年ぐらいに出た「ガイアシンフォニー」の映画で2番なんですよ。そのときの映画、私、東員町へ見に行ったんです。

- ○議長(三輪一雅議員) まだ時間はありますので大丈夫です。
- ○6番(伊藤 守議員) 時間はあります。水、飲みますわ。
- 〇議長(三輪一雅議員) どうぞ。
- 〇6番(伊藤 守議員) すみません。

町の自殺対策で500万円ぐらい予定していると思うんですよ、予算として。話が飛んでいますけれども。それは……。声が出てこないんですよ。自殺したい人がいるんですよ。 それで、そういう人が、例えば、コミュニティーで大きな網だったら落ちていくんだけど、 細かい網だったら救われると。何が言いたいかいうと、人の心がもっと綿密であれば、死 ぬ人がいないんじゃないかなと思っています。

それは、佐藤初女さんという人が、そのところに親から行っていらっしゃいと、あんたもう自殺するんだねということで家から送られたんですよ。そしたら、そこへ行っておにぎりを食べたと、帰りにもらって。そしたら、その梅干しですごく感動して、すごく元気になったという話があるんですよ。それは、瀧村監督が言っているんですよ。

それで、何でこれみんなの食堂と関係しているかと。だから、手間暇をかけた、心をかけておいしいものを作っていくところに、さっき言った網、本当にきめ細かい網があれば、落ちていく人が落ちていかないんじゃないかということなんですよ。それで早く進めてほしいという考えなんですよ。

ただ、食堂をつくればいいとか、そういう意味じゃなくて、そういう人のことも考えて やっていかないともったいないなと思っています。何か、そのことをやるとすごくつらい んですけどね。だから、世の中にそういう人がいると。それで、そのために木曽岬町とし て何かを作っていると、カレーライスでも。あそこは、すごい真心をつくって、みんなが 接してくれていいという、そういうものをやっていけば、木曽岬のアピールもなるんじゃ ないかなと思っております。すみません。

以上でございます。答弁は要らんです。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(三輪一雅議員) 続きまして、5番議席、加藤眞人議員の質問を許します。 それでは、登壇の上、お願いします。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長、5番。
- ○議長(三輪一雅議員) 5番議席、加藤眞人議員。
- ○5番(加藤眞人議員) 通告書に沿って御質問させていただきます。

公用地の管理についてということで、行政が管理する道路、土地が多くあると思いますが、その中で公図上、公道であるところに設置物があったり、また、一部には払下げをされた残りの部分が私用で使われたというところがあるように思われます。

一般的に、官民境界については、ピン、または境界ぐいなどが表示されていると思いますが、官民境界を表示する際には、当然、行政、また隣地の方々の立会いが行われると思いますが、その中で確認できない場合などがあるように思われます。どうしてそのような現状があるのか、行政として、この問題に対してどのように対応されておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長(三輪一雅議員) 5番議席、加藤眞人議員の質問に対して、町長、御答弁願います。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- ○町長(加藤 隆町長) それでは、ただいまの5番議席、加藤眞人議員の1点目の公用

地の管理についての御質問に対して御答弁を申し上げます。

土地の境界を決めるには、隣り合う土地の地権者による境界立会いが必要となります。 土地の売買や分筆などの理由で、道路などの町有地との境界を明示したい土地の所有者は、 境界明示申請を町に申請し、境界立会いを行うところでございます。

その申請には、土地家屋調査士が作成した測量図を添付しますが、その測量図の基になるのは、現地の状況のほか、過去の地籍測量図や公図となります。境界を示すくいやびょうなどについては、土地利用形態の変更など様々な理由により、くいが移動していたりなくなっていることが多いことから、過去の地籍測量図や公図を基に境界を復元し、地権者同士で境界を決定することとなるため、町が境界を決定し、境界ぐいやびょうを復元することはございませんので、御理解いただくようお願いをいたします。

現在、町では、平成13年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を進めておりまして、 地籍調査では、町で公図などを基に境界を復元させていただきますが、この復元した境界 を参考に地権者同士で決められた境界を確認し測量するものであり、町が境界を新しく決 める調査ではございません。

しかし、地籍調査を行うことによって個々の土地の位置が地球上の座標値と結びつけられ、成果が数値的に管理されることになるため、将来の境界紛争が未然に防止されるとともに、万が一の災害の場合にも境界を正確に復元することができますので、復旧活動に迅速に取りかかることができるものでございます。

以上のことを申し上げまして、加藤眞人議員の公用地の管理についての御質問に対する 答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- ○議長(三輪一雅議員) 5番議席、加藤眞人議員。
- **〇5番(加藤眞人議員)** 今、地籍調査が県内でも実施されて、木曽岬町も53%と、三重県下では一番多く地籍調査が進んでいるところではあります。そういうところからも、地籍調査をやりながら、公図との兼ね合わせの中でいろいろ問題が生じているところがあるようにお聞きしております。

そこの中である一部のところでございますけれども、公用地を払下げし、そのうち残っているはずの残地がなくなっていると。その部分に対して既存物があったりというところがあるように思います。そのようなところがどうしてできるのかなと思うんですけれども、その辺は、どのように把握されておりますか。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** 眞人議員さんからの再質問、具体的、個々のお尋ねでございます。担当課長のほうから説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思い

ます。

- 〇産業課長(多賀達人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 多賀産業課長。
- **○産業課長(多賀達人課長)** 先ほどの加藤議員の質問に対してですけど、まず、筆界が未定となった場合には、地籍調査では、国土調査法に基づきまして筆界未定地として処理をして、法務局に送致します。この筆界未定地として処理された土地につきましては、登記申請が制限されまして、所有権移転や抵当権設定等の申請は受理されますけど、分合筆の申請とか、未定部分の筆界を明らかにした後でなければ受理されない取扱いとなっております。その後は、個人の方の全額負担で自ら測量会社などに依頼して筆界を確定してもらうことになっております。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- **○5番(加藤眞人議員)** そうやって修正されてはいかれるんですけれども、修正されていくときに公図のほうが直されていないというか、現地と公図がずれていると。そのときの修正というのは、これは町がやるのか、それとも個人さんがやられるのか、その辺のところはどういうふうになっていますか。
- 〇産業課長(多賀達人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 多賀産業課長。
- **○産業課長(多賀達人課長)** 地籍調査で調査が終わりますと、法務局に送致するんですけど、そうすると旧の公図から地籍調査の測量図に置き換わります。ただ、その期間というのは、現地の立会いが終わってから約1年ぐらいかかることとなっております。 以上です。
- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- ○5番(加藤眞人議員) 今、木曽岬町の中で一番大きいのは、個人の土地はほとんどが町の道路と面しているということがあると思います。そういう中で、やっぱり境界ぐいとか、そういうものがしっかりしないと、どうしてもいろんな意味でトラブルの元になってくると思いますし、それで造成とかいろんなことをやられて埋め立てられて、くいとか境界になるものが埋められてしまってそのままになっているところがたくさんあって、その問題が多く、尾を引いて、いまだに解決できないようなところがあるように思います。

このような問題が今後も引き続き起こってくると思います。こういうものが分かっていれば、少しでも早く解決して、相手方、行政、どこになるのかな、法務局というのか、そ

ういう公図を基に相手方としっかり打合せというか、現地を見ながら、早いところ修正していかないと、使った人の権利だけが主張されるような形になっていって、後でどうしようもなくなってくるというのが現状じゃないかと思います。その辺のところについて、行政としてどのように対応されていかれるのか、お聞きしたいと思います。

- 〇建設課長(伊藤雅人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤建設課長。
- **〇建設課長(伊藤雅人課長)** 地籍調査が完了したところについては、座標で管理をして境界がはっきりしているというところでございます。まだ地籍調査が完了しないところや、そういった道路の部分に影響しているというところの部分をどうしていくのかという質問でございますけれども、そういった個別の案件につきましては、それぞれ過去からの経緯などが異なるというところもございます。状況に応じて対応していくこととなろうかと思っておりますので、御理解いただくようお願いいたします。

また、そういった部分については、地権者と粘り強く交渉していくこととなろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- **○5番(加藤眞人議員)** 公用地と民地の境の問題ということは、今後もいろんな問題が出てくるとは思います。そういう意味でも、今後しっかりと今、地籍調査をやられておりますので、そういうことも踏まえ、地籍調査の結果と行政上の打合せというのですか、すり合わせというものをしっかりやっていただいて、こういう問題が出ないようにしっかりと書類の管理をしていただきたいと思います。

この件につきましては、これで終わります。

次に、事業検証についてということで、まず、私が気になりました事業で、福祉タクシーとトイレ改修工事の事業に対して伺いたいと思います。

福祉タクシーの助成事業が現在行われていますが、町としての予定人数は160人に対し156人の申請者がありました。予定数に近い人の申込みがありましたので、大変結構かと思いますが、配布券におきましては、6,356枚に対しまして478枚しか利用されていない。この原因についてどこにあると思われますか。また、一部では、タクシー業者さんと連絡を取ってもなかなか対応していただけないとか、最初の業者さんとの話合いがどのようになっていたのかということと。

また、トイレ改修事業におきましては、公園、体育館、体育館の駐車場のトイレの新設、 また、改修工事が行われました。その中で今回、トイレ改修におきましては、体育館のほ うは問題ないかと思いますが、駐車場、公園においては、男女共用トイレということで新 設をされております。そこの中で、たまたま今回、春のさくらまつりのときに、ちょうどトイレ完成で使用されたということがありまして、多くの方が利用しようと思って開けてみたら、1人しか入れなかったと。従来までだと男女別々で同時使用ができたと、そういうところがありまして、非常に使い勝手が悪いんじゃないかと。身障者に対する配慮というのは、それはそれでやっぱりやっていただかなきゃいけない問題ではあると思いますけれども。

トイレの中の広いスペースの中で、仮に車椅子で入っても、大と小の間にパーティションなど、そういうものがつけられないのか、そういうものをつけると使用目的として不都合が起きるのかと思われておられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長(三輪一雅議員) 5番議席、加藤眞人議員の質問に対して、町長、御答弁願います。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆町長)** それでは、5番議席、加藤眞人議員の2点目の事業の検証についての御質問に対して御答弁を申し上げます。

まず、1つ目の福祉タクシー助成事業についてでございますが、この制度は、満75歳以上の高齢者や障がいなどにより御自身で移動手段の確保が困難な方を対象に、町がタクシー利用乗車券を交付いたしまして、タクシー利用の際に初乗り運賃相当額を支援させていただく、昨年度から始まった事業でございまして、令和4年度末での申請者数は168名、交付した乗車券は6,484枚でございます。

加藤議員が御心配されておられる、利用が進んでいないのではないかという件でございますが、令和4年度末の申請者数168名のうち76名の方に御利用をいただいており、その方々が利用した乗車券の枚数は695枚で、利用率は10.7%となってございます。同様の制度を実施している近隣の状況においても、乗車券の交付枚数ベースでの利用率は十数%でございます。木曽岬町での利用が著しく低いということではないと考えているところでございますし、利用者ベースでの利用率では45%と、約半数近くの方に御利用いただいている状況でございます。令和5年度に入ってからも、4月、5月の利用券の使用枚数は、昨年度の同月に比べると2倍以上となっておりまして、皆様に活用いただいているものと考えているところでございます。

申請者の中には、ふだんは御自身で移動手段を確保されており、タクシーを利用することはないものの、もしものために申請して乗車券の交付だけを受けておくという方も多数 おみえになる状況でございます。

また、タクシー会社に連絡を取ってもなかなか対応をしていただけないという件につきましては、タクシーの利用が集中する曜日だとか時間帯などで、配車が追いつかないなどの理由によるものと考えられますが、これにつきましては、タクシー会社の御都合もござ

いますので、町で対応し切れるものではないということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

行政とタクシー会社側との最初の話合いにつきましては、制度の創立に当たって、近隣で事業展開しているタクシー会社に事業の御説明をさせていただいて、御理解と御協力を願うとともに、利用者の方が乗車券を利用した場合のタクシー運賃の精算方法や、その後のタクシー会社から町への差額分の請求方法などの事務的な手続について話合いをさせていただいております。

まだ始まって間もない事業でございますが、町の自主運行バスや社会福祉協議会で実施している福祉有償運送や買物支援サービス、いわゆるいこまいか一などの既存のサービスに加えて、新たな移動手段の確保という面で住民の皆さんに安心感をお持ちいただくためにも、今後も近隣の状況なども参考にしながら、皆さんが利用しやすい制度となるように、さらに取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解と御支援、御協力をお願いいたしたいと思います。

次に、2つ目のトイレ改修工事についてでございますが、公園とか、町の体育館駐車場のトイレにつきましては、従来までの和式便器から、障がいのある方や高齢者にも使用しやすいよう洋式のバリアフリートイレに改修をし、併せてコロナ対策として小便器の洗浄や手洗い場の給水栓のほか、照明も非接触のセンサー式にしたものでございます。

このバリアフリートイレは、三重県が地域用水環境整備事業の一環として三崎地区の下流ポケットパークに整備をし、令和3年度に供用を開始した1人用の個室型トイレを参考にしたものでございますが、このたびの整備したトイレは、個室内に小便器も追加し整備をいたしました。これは、男女が1つの洋式便器を共用する場合、尿の飛びはねなど便座付近が汚れることが懸念されること、また、男性の利用時間の短縮化が認められることから、別に小便器を整備したものであり、2人が同時に大便器と小便器を利用することを想定はしておりません。

議員からは、大便器と小便器を同時に使えるよう、トイレ内で間仕切りを設置してはどうかとの提案でございますが、車椅子の方が利用する場合は、室内の移動スペースが狭くなること、また、仮に、男性と女性が同じ個室内で同時に使用する場合は、特に女性にとっては非常に利用しづらくなると思われますことから、現状のまま1人用トイレとして使用していただくことを考えておりますので、何とぞ、その点御理解をいただきたいと思います。

このたびのトイレ改修では、改修前のトイレ数が男性1基、女性1基のところを共用1 基となり、トイレ数は減少となりましたが、バリアフリートイレとなったこと、小便器の 洗浄や手洗い場の給水栓のほか照明も非接触のセンサー式となったことから、利便性の向 上が図られたと考えてございますので、このたびの改修内容についての御理解を賜りたい と存じます。 以上のことを申し上げ、加藤真人議員の事業の検証についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- **○5番(加藤眞人議員)** 今、福祉タクシーに対しては、利用券、同じような人が何枚も持ってみえるということもあるんでしょうけれども、それにしても、毎数の割に利用枚数が少ないように思われるんですけれども、その辺のところというのは、他力本願じゃないですけれども、相手の事情ということが大きいのか、それとも施設のほうからでも電話してもなかなかつながらないという、対応をしてもらえない、こういう声を聞いておるんですけれども、行政のほうとして、そういうお声は聞いておりませんでしょうか。

また、トイレについてもそうですけれども、今のトイレ自体、結構な広さがあると思います。トイレ内の大きさとして、2,700の2,000という真四角の大きなトイレになっておると思います。車椅子自体は、恐らく介助者が入っても1,200ぐらいの大きさ、恐らく1メートルの1,200ぐらいの大きさで対応できると思います。そういう中で、パーティションを作っても、そんなに支障がないとは言いませんけれども、作っても影響はそんなに大きくないんじゃないかなという気はしておるんですけれども、その辺のところはどのように思われておるんですか。

- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- 〇町長(加藤 隆町長) 福祉タクシーのほうの利用状況でございますが、やはり皆さん、 先ほど申しましたように、万が一のために安心できるようにということで、申請はたくさ んございました。しかし、介護保険制度が始まったときもそうですけど、非常に認定率が 低かったです。それぞれ自分でということを優先されてみえるのかなと思いますけど。議 員、おっしゃるように、確かに使い勝手が悪いだとか頼んでもなかなか対応してもらえな いというようなお話は聞きます。ですから、そこら辺りも当然、利用者の立場から考えて、 何とかそこらを改善していきたいと考えてございますが、1つの個々の具体的なことにつ いては全て承知しておるわけでございませんけど、使い勝手が非常に悪いとかという話が 耳にしておりますので、さらにその辺りを改善できるように頑張っていきたいと思ってお ります。

トイレのことにつきましても、本答弁でも申し上げましたけど、全てがクリアできるようなというのはなかなか限られておりますので、難しい点がございますが、担当からその点について説明させていただきます。

- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。

〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 失礼します。お答えさせていただきます。

先ほど町長も答弁させていただきましたとおり、苦情といたしましては、ちょうど4月に今年度の皆さん、申請に来ていただいているんですが、タクシーが来ないというお言葉をいただいたのは、私が聞く限り、数件はそういうお言葉をいただいております。始まったばかりの事業ですので、これからタクシー会社さんを広げていくのか、その辺も近隣も見ながら、研究しながら、これから取り組んでいきたいと思います。

利用に関しては、先ほどから申しておるとおり、万が一のためにという方が、やはり結構窓口でもそうやって言って申請されて行かれる方も多うございます。実際には、半分ぐらいの方は御利用いただいておりますので、始まった制度としては、皆さんに御利用はいただいているのかなと。これから、またブラッシュアップして、もっと使い勝手のいいようなものになっていけばいいなと思っておりますので、また、担当者とも研究しながら取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

- 〇教育課長(村上 強課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 村上教育課長。
- **○教育課長(村上 強課長)** 加藤議員からは、トイレ改修工事につきまして、約2,700と約2,000ということでスペースをお示しいただいておりますが、本答弁の中でもお答えさせていただきましたとおり、間仕切りの場合は、移動のスペースが狭くなること、また、同じ個室内を同時に使用することにより、利用しづらくなると考えておりますので、現状の1人用のトイレとしての使用を考えておりますので、重ねてのお答えとしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- ○5番(加藤眞人議員) 福祉タクシーのほうの件につきましては、乗車券というか、申請券の期限というのは、これは1年限りの年度で使われるのか、それとも、それをそのまま継続、持っておってずっと使えるのか、その辺のところを教えてください。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- **○福祉健康課長(黒田和弘課長)** 年度ごとで更新になりますので、次の年度に、利用券を今持ってもらっている方には御案内をさせていただいて、申請に来ていただいているというような、そういう手続を今やっている状況です。1年ずつです。
- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。

- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- ○5番(加藤眞人議員) トイレの件については分かりましたけれども、イベントとか何かがあったときに、いつも仮設トイレを準備されてやっておられると思うんです。その中で、男子とか子どもの人はあまり苦にはしていないんですけれども、やっぱり女性の方というのはなかなか仮設トイレというのは使いづらいということも聞いておりますし、今、公園内に設置されておるトイレだと、どうしても1人だけということで、現状、さくらまつりのときなんかでもそうでしたけれども、隣のハゼタツさんのところのトイレを借りに行かれるという方も何人か見ております。その辺のところの配慮も、やっぱり考えていかなきゃいかんのじゃないかなと。イベントが時々ありますし、季節、季節で大勢の方が集中される時期があると思いますので、その辺のところももう少し理解していただいて、何とか皆さんが使いやすくなるような、増設なり改造なり、そのような辺のところ、考えはあるのか、考えていただけるのか、お聞かせください。
- 〇町長(加藤 隆町長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤町長。
- ○町長(加藤 隆町長) トイレのことにつきましては、今の小学校のトイレ、それから体育館、そして駐車場のトイレと並行して、もう一つは公園にもございました。当時、トイレの設置場所とか、そのことについては議会の皆さんからも御議論がございました。庁舎にもございますし、それから小学校、体育館は中ですけれども、それから駐車場のところということで、それぞれございますので、同時にというのは、運動会とかイベント、そういったときにどうしても頻度が高くなりますけれども、そのときは違う対応、仮設だとかそういったことでの対応は可能ですし、それぞれに、私どもとしては、位置的なことも含めて、十分検討した上でああいった現状の設置になったと、理解しておりますので、当面の間は、今言われるように、使い勝手で御利用いただければなと、思わせていただいております。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員、よろしいですか。
- 〇5番(加藤眞人議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 加藤眞人議員。
- **○5番(加藤眞人議員)** いろいろ質問させていただきまして、適切な御意見をいただきました。今後、また、行政として住民の負託に応えられるようにしっかりと対応していただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○町長(加藤 隆町長) ありがとうございます。
- **〇議長(三輪一雅議員)** 以上をもちまして、通告をいただいておりました一般質問は全て終了しました。これにて一般質問を終わります。

では、ここでお昼の休憩に入ります。再開は1時からとさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

午前11時25分休憩午後 1時 0分再開

○議長(三輪一雅議員) 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第2 議案第28号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号) について

日程第3 議案第29号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算(第1号) について

日程第4 議案第30号 木曽岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第31号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加 及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に ついて

日程第6 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(三輪一雅議員) それでは、これより議事に入ります。

日程第2、議案第28号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号) についてから日程第6、議案第32号、損害賠償の額を定めることについてまでの5議案 を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長(三輪一雅議員) ただいま議題としました議案につきましては、定例会初日に町 長の提案理由説明と執行部による詳細説明が行われておりますので、これより議案の質疑 に入ります。

なお、質疑の回数は会議規則第55条の規定により1議題につき1議員3回までとなっておりますので、御承知おき願います。

最初に、議案第28号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号) についてを審議いたします。御質疑あります方は御発言ください。

- 〇2番(古村 護議員) 議長、2番。
- ○議長(三輪一雅議員) 2番議席、古村護議員。
- **○2番(古村 護議員)** 今回の質問で、道路橋梁維持費の関係の補正理由として、令和 4年度に供用開始した4路線の道路台帳整備に係るところの予算が計上されているんですけれども、これは交付税等、算定に係る基礎数値としての必要なことであり、必要な措置と考えております。けれども、費用面に関しては、仮に、これが1路線でも、どの程度費用が必要なのか教えていただきたいと思います。
- 〇建設課長(伊藤雅人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤建設課長。

〇建設課長(伊藤雅人課長) このたび補正予算に計上したものは、あくまで4路線の道路台帳修正業務での見積りで計上しております。1路線ごとの単価については把握しておりません。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) 古村護議員、よろしいですか。
- 〇2番(古村 護議員) 議長、2番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 古村護議員。
- **〇2番(古村 護議員)** すみません、ありがとうございました。 参考に、この4路線の路線認定の日が分かれば教えていただきたいと思います。
- 〇建設課長(伊藤雅人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤建設課長。
- **○建設課長(伊藤雅人課長)** すみません。路線認定日についての資料を今持ち合わせておりませんので、また、後日回答させていただきます。
- ○2番(古村 護議員) 分かりました。
- O議長(三輪一雅議員) よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

- ○9番(伊藤好博議員) 議長、9番。
- ○議長(三輪一雅議員) 9番議席、伊藤好博議員。
- **〇9番(伊藤好博議員)** 予算書の1項ですが、前の議会でも言ったんですが、単位がどこにも示されておりません。この単位は円なのか1,000円なのか、そして事項書、予算書の次の社会福祉総務費のところでもそうですが、表に出しておるのは1,000円単位、説明は、これは1,000円ですね。失礼しました。

字が見にくいので、座って、すみません。

この、社会福祉費は、超過交付分の返還とあるんですが、こちらはどうして起きてきたのか。 それが、この6月の補正でこんなに起きておるということはどうしてか、聞かせてください。 それから、臨時特別給付費のところですが、これも補正の理由に、「30,000円」と、 3万円ですよね。けれども、その下の手当とかなんとかは「31千円」と単位が同じページで 別々なんです。どうしてこういう書き方をされるのか。このページ、歳出予算書は、単位、幾 らって決めておいて、右肩ぐらいに普通は単位を決めるべきじゃないですか。これ私、2回目 ですけどね、言うの。

その次のページも、未就学児童の新生児を対象とする町独自の給付事業のところでもそうですが、補正理由のところでは円単位で書いてあるし、その下の表には、何千円単位の数字が明記されております。

それと、その次のページで、児童手当及び子ども手当事業で、その表には、補正予算4万、 それから補正理由のところでは4万1,000円となっておりますが、これはどうしてですか。 以上でございます。お願いします。

- 〇総務政策課長(小島裕紹課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 小島総務政策課長。
- ○総務政策課長(小島裕紹課長) 御指摘いただきました単位の関係でございますけれど も、確かに表のほうには単位が今、記載がされていない状況でございますので、システム のほうの変更をさせていただいて、どうにか表記できるようにさせていただきたいという 点と。

[「1,000円なら1,000円、統一しておけばいいんだ」と呼ぶ 者あり]

- ○総務政策課長(小島裕紹課長) 予算書ですので、基本的には「千円」単位ということで今まで考えておりましたので、補正理由等のところで、説明じゃないところの金額表記につきましては一定「千円」単位で、説明欄に関しては3万円とか1万円とかという部分については円単位でという表記で今させていただいておりましたけれども、そこら辺りも統一を一旦させていただきたいと思いますので、よろしくお願います。
- 〇福祉健康課長(黒田和弘課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 黒田福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(黒田和弘課長) まず、社会福祉総務費の償還金の件でございますが、 超過交付になった原因でございますが、当初の予定で、県や国のほうへ見込額で申請をし ております。それに対しまして、補助金交付されてきておりますので、今回、年度が替わ りまして、実績報告を出した、実際に実績として支払った分以外の不用額の分を今回確定 したということで、6月補正に上げさせていただいているところでございます。

それと、児童手当及び子ども手当事業のほうにつきましては、大変申し訳ございません。 補正額4万円でございます。補正理由のところの4万1,000円が記載の誤りでござい ます。申し訳ございませんでした。以後気をつけます。

○議長(三輪一雅議員) ここで暫時休憩とします。

午後 1時11分休憩 午後 1時14分再開

- ○議長(三輪一雅議員) 休憩を解き、本会議に戻します。 伊藤好博議員、よろしいですか。
- **〇9番(伊藤好博議員)** 話の結果、どうなりましたんですか。結果を発表してもらわんと。
- 〇総務政策課長(小島裕紹課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 小島総務政策課長。
- ○総務政策課長(小島裕紹課長) すみません。改めて整理させていただいて、議員の皆 さんのほうにこうですという提示をさせていただきますので、よろしくお願います。

- 〇9番(伊藤好博議員) 議長、9番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 9番議席、伊藤好博議員。
- ○9番(伊藤好博議員) もう一つお尋ねしたいんですが、補正予算、当初予算もそうですが、 タブレットになってから歳入の予算書というのがないんですが、これはどういう理由でなくなったんですか。歳出予算書だけ提示されていますよね。今までだと歳入と歳出と両方提示されていたのが普通だと思うんですが、タブレットになってからだと思うんですが、どうして歳出だけの、歳入はいいんですかね。
- ○議長(三輪一雅議員) ここで暫時休憩とします。

午後 1時16分休憩 午後 1時17分再開

○議長(三輪一雅議員) 休憩を解き、本会議に戻します。

先ほど、伊藤好博議員の質問に関しましては御理解いただいたということで、なしということにさせていただきます。

ほかに御質疑ございませんか。

- 〇7番(服部芙二夫議員) 議長、7番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 7番議席、服部英二夫議員。
- **〇7番(服部芙二夫議員)** 土木費のところで、道路新設改良費、西側農免の加路戸と県道の取次ぎのことだと思うんですけど、内訳は、委託料、工事請請負費、いろいろ載っているんですけど、あそこに民家が1軒建っていますが、そこまで行く道路も幅も拡張しやないかんと思うんですけど、面積的にはどのぐらいの面積の土地の買収になるのか、お聞かせください。
- 〇建設課長(伊藤雅人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤建設課長。
- **〇建設課長(伊藤雅人課長)** このたびの補正予算で要求させていただいた事業区域でございますけれども、服部議員から質問がありました家のところに関しましては、今回の事業区域からは外しております。こちらから行くと県道の1個手前の橋梁までの事業の区間とさせていただきます。これも国のほうの交付金の金額との絡みでのバランスを取っております。

ただ、今回の用地買収の面積ですけれども……。

- **〇7番(服部芙二夫議員)** あそこ、橋から曲がって、橋も広うしやないかんわね。
- 〇建設課長(伊藤雅人課長) はい。
- **〇7番(服部芙二夫議員)** そこで何メーターの道路になるのか知らんけど。
- **○建設課長(伊藤雅人課長)** 今回の用地買収ですけれども、約550平米を今計画しております。

以上です。

- 〇7番(服部芙二夫議員) 議長、7番。
- 〇議長(三輪一雅議員) 7番議席、服部芙二夫議員。
- **〇7番(服部芙二夫議員)** そうすると、まだ、民家のところの買収が入れんということは、工事はいつになるのかは分かりませんか。
- 〇建設課長(伊藤雅人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤建設課長。
- **〇建設課長(伊藤雅人課長)** 今回、工事請負費のところでも予算へ要求されております。 この工事につきまして、用地買収が終わったところの仮の盛土工事とかを予定しております。 来年度以降に全ての用地買収や補償等が終わって、それが令和6年度になりますので、 早ければ令和7年度から工事の着手というところで今、計画をしているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(三輪一雅議員) ほかに御質疑ございませんか。
- 〇9番(伊藤好博議員) 議長、9番。
- ○議長(三輪一雅議員) 9番議席、伊藤好博議員。
- ○9番(伊藤好博議員) 先ほどの服部議員と同じところなんですが、ここの歳出の内訳のところ、上から順番に全部説明していただけないでしょうか。今、公有財産の購入費5○0平米の説明がありましたけれども、あと3つを説明していただけませんか。

そして、私、最後の質問、3回目ですので、もう一つ。マイナンバーカードにまつわる問題ですが、最近ずっと、何か月も前から、いろいろ新聞紙上でも毎日のようにここのところ、出ておりますが、町の広報紙にも一番裏の裏表紙にマイナンバーカードのマイナポイントを早く申し込んでくださいと、あるんですが、今回の町長の行政報告の中でも、最後にありましたが、分かりやすく説明して進めていくはいいんですが、いまだかつて全然説明がないんですよね、町民に対して。議員に対しても全然そういう説明がないのに、町長は全部説明、これからしていくと。こういうポイントがあるから申請をしてくださいよというのやったら、もうちょっと町民が安心して申請して、そういう手続ができるような方法を取ってから、これだから木曽岬町は安全にやっていますよと、しっかり住民課でも受け付けて間違いのないようにやっていますよと。

このぐらい世間が何千件もあるよって騒いでおるのに、町長、簡単に言うて、間違いのないように進めていきます、おっしゃるけど、どこがどう間違いないように行くか、担当課の直接のやり方、登録の仕方、各市町いろんな過ちがあります。本当に町民が安心してマイナンバーカードの申請と、そのポイント、せっかく与えられたものなら、しっかりともらっていただいて使っていただけるようにしていきたいので。

これは本当に申し訳ないんだけど、議長、直接この質疑には当たらないかもしれませんが、できれば御答弁いただけたらありがたいと思います。

- ○議長(三輪一雅議員) ただいまの質問でありますけれども、マイナンバーに関しては、 一応今回の議題からは外れておりますので議題外にはなるんですが、町長の行政報告にも 少しマイナンバーの話が出ておりましたし、町民の皆さんも心配されていることもあると 思いますので、これに関しましては、執行部、もし答弁ができるのであればお願いしたい なというふうに思います。それ以前に道路新設改良費の件も質問がありましたので、併せ て答弁をお願いしたいと思います。
- 〇建設課長(伊藤雅人課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤建設課長。
- **〇建設課長(伊藤雅人課長)** 道路新設改良費の中の補正の内訳の説明でございますけれども、まず、委託料、道路の用地測量業務、用地の取得とかに係る支援業務、また、不動産鑑定業務が委託料の内訳となります。工事請負費につきましては、用地買収した後のプレロード等に関する費用でございます。用地買収費につきましては、先ほどの説明どおりでございます。

もう一件、補償補塡及び賠償金でございますけれども、今、資材置場になっている足場 の建物の移転の補償費でございます。

内訳については、以上でございます。

- 〇住民課長(伊藤正典課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 伊藤住民課長。
- **〇住民課長(伊藤正典課長)** ただいま伊藤好博議員からの御質問に対して、説明をさせていただきます。

マイナンバーカードをめぐりましては、昨今トラブルが相次いで報告されております。 その内容や現在の状況等について少し説明をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードを使いコンビニで住民票の写しや印鑑登録証などを交付する、 いわゆるコンビニ交付サービスでは、別人の住民票が発行されるケースが14件、住所変 更が反映されず、古い証明書が発行されたケースが9件、登録を抹消した印鑑登録証明書 が発行されるケースが13件、全国で確認をされている状況でございます。

この要因につきましては、システムプログラムによるものでございますが、不具合は既 に改修されておりますが、安心してサービスを利用していただくために、当該システムを 利用する123の団体において実証機による点検を実施しているところであります。

本町につきましても、同様の事案が発生していない旨の報告を受けておりましたが、先 般6月4日に1日間サービスを停止させていただきまして、点検を行ったところでありま して、この点検結果につきましては、問題がなかったということを確認しているところで ございます。

次に、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して利用する、いわゆるマイナ保険証 の利用に関しては、他人の情報が登録されたケースが全国で7,312件の事案が確認を されております。この主な要因は、健康保険を運営する各組合において、加入者情報を登録する際の入力ミスが原因でありまして、現在、およそ3,400ある全国全ての組合に対し、これまでの入力作業でルールを守っていたか、点検を進めている状況でございます。

本町では、国民健康保険や後期高齢者医療においても、ルールどおり作業が実施されていたか確認し、問題なく入力作業を行ったということを確認しております。

次に、公金受取口座の誤登録につきましては、15の自治体で21件の事案が確認されております。この要因は、マイナポイント、マイナポータルの支援窓口等で使用されるパソコンで、登録者が次の人に替わる際にログアウトをしなかったことにより、前の登録者のデータが上書きされたものであると認識されております。これまでに登録された公金受取口座につきましては、今後、総点検を実施することとされております。

本町においては、現在のところ誤登録の確認はされておりませんが、公金受取口座の登録状況について、御不安な方は、マイナポータルで確認いただくか、役場の窓口で申していただくと、端末機により確認ができることとなっております。

最後に、マイナポイントの誤登録についてでございますが、133の自治体で173件の事案が確認されております。この主な要因は、先ほどと同様、マイナポイント、マイナポータル支援窓口で使用されるパソコンで、登録者が次の人に替わる際にログアウトをしなかったことにより、前の登録者のデータが上書きされたものであると認識がされております。本人が受け取るべきポイントが別の方に付与されてしまった場合には、速やかに申込み可能となるよう、国において取組を進めております。

本町においては、現在のところ誤登録の確認はされておりませんが、御自身の決済サービスが正しく登録されているか御不安な方は、マイナポイントの申込み画面から確認いただくことが可能となっております。また、申込みをしてないのに申込み済みになっていたり、お心当たりのない決済サービスがひもづけられているような場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルまでお問合せをすることとなっております。

こうしたそれぞれの事案につきまして、御自分の登録情報に御不安を感じる方への対応は、町のホームページに確認方法を現在掲載しておりますし、町の広報紙、来月号になるかと思いますが、周知するよう準備を進めているところでございます。

マイナンバーカードのサービスにつきましては、引き続き、国、県と連携し、町民の皆様が安心してサービスが利用できるよう万全を期してまいりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長(三輪一雅議員) ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第29号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算(第1号)

についてを審議いたします。

御質疑あります方は御発言ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、木曽岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いた します。

御質疑あります方は御発言ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第31号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及 び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを審議いたします。

御質疑あります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。 次に、議案第32号、損害賠償の額を定めることについてを審議いたします。 御質疑あります方は御発言ください。
- 〇6番(伊藤 守議員) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 6番議席、伊藤守議員。
- ○6番(伊藤 守議員) 損害賠償のことですけれども、これは保険とか、それはどうなっています。事故を起こすと、保険でなったりいろいろしますけれども、これ。

ちょっとその辺のことをお聞きします。

- 〇総務政策課長(小島裕紹課長) 議長。
- 〇議長(三輪一雅議員) 小島総務政策課長。
- ○総務政策課長(小島裕紹課長) 保険で対応する形になります。
 以上です。
- ○議長(三輪一雅議員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。

議案第28号から議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三輪一雅議員) 異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第7 報告第1号 令和5年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに

令和 4 年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告に ついて

日程第8 報告第2号 令和4年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算 書の報告について

日程第9 報告第3号 令和4年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

〇議長(三輪一雅議員) 次に、日程第7、報告第1号、令和5年度木曽岬町土地開発公 社事業計画及び会計予算並びに令和4年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報 告についてから日程第9、報告第3号、令和4年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業 特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの3議案を一括上程し、これを議題と します。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長(三輪一雅議員) ただいま議題としました報告案件につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明をお聞きいただき御精読のことと存じます。 よって、これより報告案件の質疑に入ります。

初めに、報告第1号、令和5年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和4年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第2号、令和4年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があります方は御発言ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第3号、令和4年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計繰越明許 費繰越計算書の報告について、御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三輪一雅議員) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第1号から報告第3号までの3議案は、地方自治法施行令第146条第2項 及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午後 1時38分散会

〇議長(三輪一雅議員) 議員の皆様方、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には慎重な御

審議ありがとうございました。なお、最終日は6月15日午前9時より再開されますので、 御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、御苦労さまでした。